

# 「施設利用会員証」発行のご案内

当協会では、協会会員事業所の被保険者とその家族の  
福利厚生〔宿泊施設等の優待利用（割引）〕として、  
「施設利用会員証」を発行いたします。



- 1. 優待利用施設** 【船員保険会・4施設】〔当協会事業、契約保養施設利用補助と併用可〕・  
【ホテル法華クラブグループ・17施設】・【高輪・品川プリンスホテルグループ・4施設】・  
【プリンスホテル優待プラン・全国のプリンスホテル、スキー場、ゴルフ場等の施設】・  
【湯快リゾート株式会社・27施設】・【ダイワロイヤルホテルズ(大和リゾート株式会社)・27施設】・  
【HMIホテルグループ・53施設】・【かんぼの宿(日本郵政株式会社)・50施設】・  
【その他(宿泊施設・日帰り施設)】
- 2. 申込枚数** 「施設利用会員証」の枚数は、原則として1事業所につき3枚までです。
- 3. 有効期限(施設利用会員証)** 2023年3月31日まで(期間内であれば何度でもご利用可能)
- 4. 申込方法** 下記「施設利用会員証申込書」に必要事項を記入のうえ、返信用封筒に切手(94円)を貼り、  
一般財団法人茨城県社会保険協会(〒310-0021水戸市南町3-4-12常陽海上ビル8階)あて  
お申し込みください。折り返し「施設利用会員証」をお送りいたします。
- 5. その他** ☆優待利用対象者は、会員事業所の被保険者及びその家族です。  
☆「施設利用会員証」が届きましたら、事業所名を必ずご記入いただき、事業所において保管し、  
事業所内で貸与してください。  
☆契約優待施設、優待内容及び利用方法等の詳細は、当協会のホームページにより確認できます。  
なお、一部の施設では「専用のログインパスワード」の入力が必要な場合がありますが、会員  
証送付時に同封してお知らせいたします。
- 6. お申し込み・お問い合わせ先** 〒310-0021 水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8階  
一般財団法人茨城県社会保険協会 ☎029-226-8005

## 施設利用会員証申込書

令和 年 月 日

健康保険証の記号(7桁又は8桁の数字) (健保組合はアルファベットの整理記号)		申込枚数	枚 原則1事業所3枚までとします
--	--	------	---------------------

事業所所在地 〒

事業所名称

事業主名

事業所電話番号

印

※ ご記入いただきました個人情報は、補助事業の運営のみに使用させていただきます。